

# 東田小学校PTAサークル運営規約

## 第1条(目的)

本規約は、東田小学校PTA(以下「本会」という)の下部組織として活動するサークル(以下「サークル」という)の適正な運営を定めることを目的とする。

## 第2条(サークルの位置付け)

サークルは、本会の目的に基づき、在校児童の健全育成および在校生保護者間の親睦を図ることを目的とした自主的活動体である。サークルは本会の指導・監督を受けるものとする。

## 第3条(設立・継続)

- 1.サークルの設立には、所定の申請書を提出し、本会の承認を得なければならない。
- 2.毎年度、活動計画および部員名簿を本会に提出し、継続承認を受けるものとする。
- 3.各サークルの部員数は現役のPTA会員で過半数を満たさなければならない。

## 第4条(部員資格)

- 1.サークルの部員は、サークルの目的に賛同する者とする。
- 2.OB・OGは、部員資格を有しない。ただし、現役部員からの要請に基づき、補助的な協力を行うことは妨げない。
- 3.部員は、原則として月間1回以上の活動に参加することをもって、部員資格を維持するものとする。

## 第5条(役員)

- 1.サークルには、代表、会計を置く。必要に応じて副代表及び、その他の役職を置くことができる。
- 2.役員はサークル内で選出し、本会に報告するものとする。
- 3.役員は、原則として現役PTA会員から選出する。

## 第6条(運営)

- 1.サークルは、活動内容および運営方法について自主的に決定する。ただし、本会の基本方針に反しないものとする。
- 2.サークル内での意思決定は、部員による会議において行う。
- 3.OB・OGは運営および意思決定に関与してはならない。

#### 第7条(会計)

- 1.サークルの経費は、必要に応じて本会からの補助金、会費、寄付金等により充てる。
- 2.会計報告は年1回、本会に提出しなければならない。
- 3.経費の使用にあたっては、適切な管理を行うこと。
- 4.本会よりサークル活動費として1サークルあたり年間1,000円を支給する。

#### 第8条(報告義務)

サークルは、年度末に活動報告書および会計報告書を本会に提出するものとする。  
必要に応じて、本会はサークルの活動状況について報告を求めることができる。

#### 第9条(規約の改廃)

本規約の改廃は、本会役員会(PTA本部)の決議を経て行う。

#### 附則

この規約は、2025年8月1日より施行する。